

第6章 移動等円滑化の推進に向けた今後の取組

大田区における移動等円滑化の推進に向けた、移動等円滑化促進方針の見直し後の今後の取組について示します。

(1)関係者との連携・協力

移動等円滑化を効果的に進めるためには、国・東京都・交通事業者・施設管理者等の関係者と、移動等円滑化促進方針の内容を共有し、連携・協力を図りながら進めていく必要があります。

そのため、今後も「大田区移動等円滑化推進協議会」を継続し、関係者間で情報交換を行いつつ、計画的に移動等円滑化を推進します。

(2)届出制度

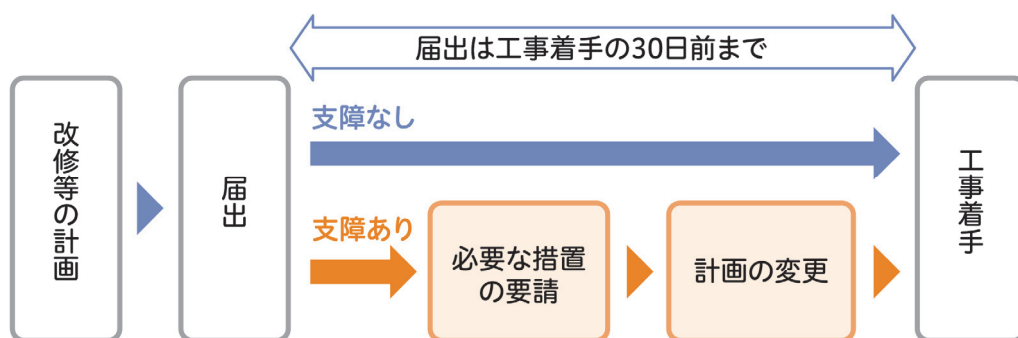
① 届出制度の概要

駅や駅前広場等の交通結節点では、施設管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要です。

そのため、バリアフリー法では、施設間の移動の連続性を担保することを目的として、移動等円滑化促進地区内の旅客施設と道路の境目等において改修等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに区市町村に届け出ることを義務づけています。

区は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することがあります。

図 6-1 届出制度の流れ



② 届出制度の対象の指定

届出制度の対象となる旅客施設及び道路は、下表に示すとおりです。

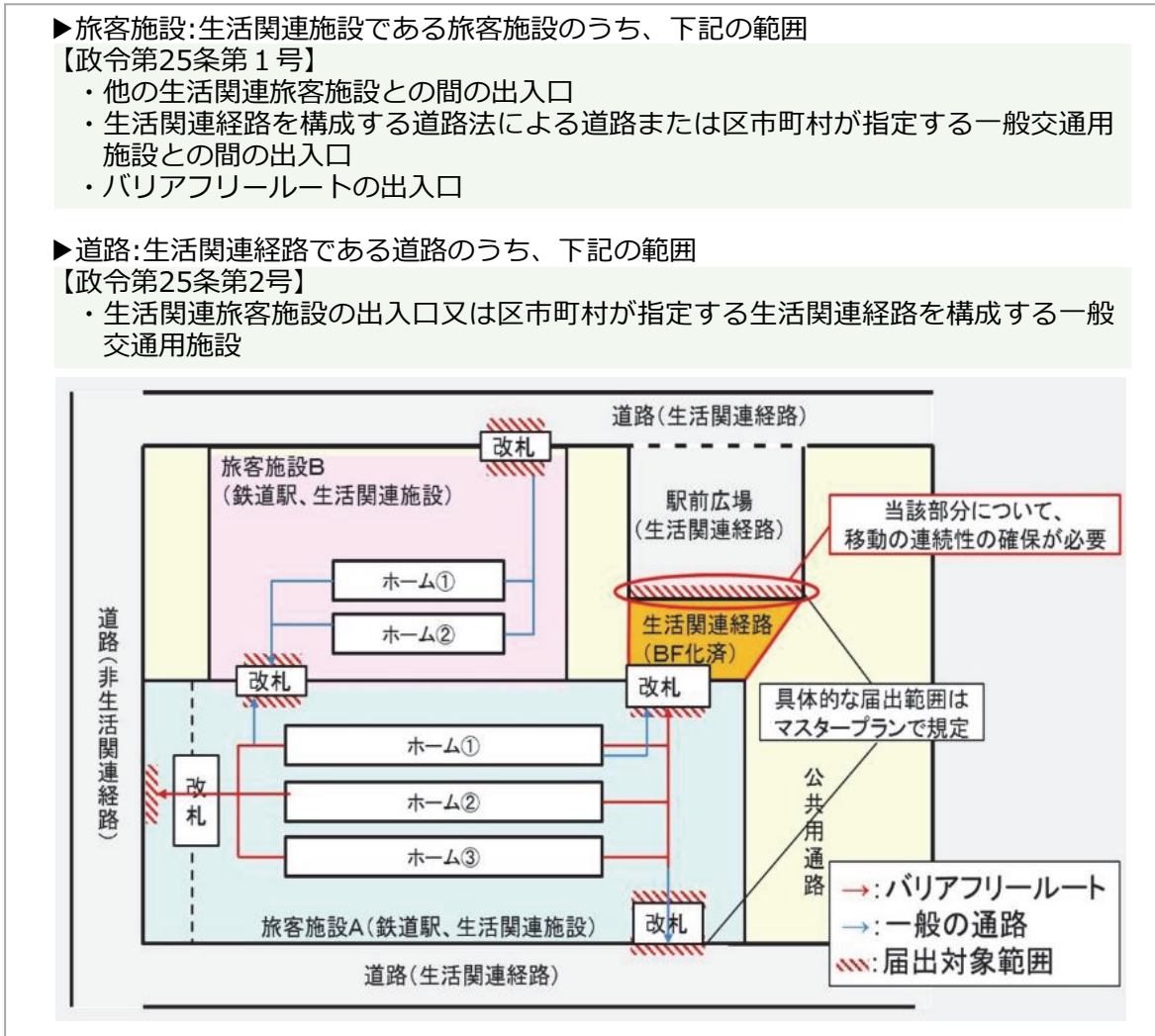
表 6-1 届出制度の対象

地区名	対象旅客施設	道路・通路等	届出の範囲
(1)蒲田駅 周辺地区	J R 蒲田駅	区道主要第 15 号線 (東口駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		区道 8-213 号線 (西口駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		J R・東急連絡通路	東急線との乗り換え経路
	東急蒲田駅	認定外道路 8-46 号線	駅と道路との接続部分
		区道 8-213 号線 (西口駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		区道 8-173 号線 (南口駅前小広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		J R・東急連絡通路	J R 線との乗り換え経路
	京急蒲田駅	一般国道 15 号 (第一京浜)	駅と道路との接続部分
		区道 8-251 号線 (西口駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		区道 11-49 号線 (蒲田歩道橋)	駅と歩道橋との接続部分
		蒲田駅西口歩道橋	駅と歩道橋との接続部分
蓮沼駅	主要地方道 11 号大田調布線 (多摩堤通り)	駅と道路との接続部分	
梅屋敷駅	区道主要第 78 号線 (梅屋敷通り)	駅と道路との接続部分	
(2)大森駅 周辺地区	大森駅	特例都道 421 号東品川下丸子線 (池上通り)	駅と道路との接続部分
		区道 7-47 号線 (東口駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
	大森海岸駅	区道主要第 65 号線 (大森海岸通り)	駅と道路との接続部分
(4)池上駅 周辺地区	池上駅	区道 8-88 号線	駅と道路との接続部分
		区道 8-89 号線	駅と道路との接続部分
(5)西馬込駅 周辺地区	西馬込駅	一般国道 1 号 (第二京浜)	駅と道路との接続部分
	馬込駅	一般国道 1 号 (第二京浜)	駅と道路との接続部分
(6)田園調布駅 周辺地区	田園調布駅	区道 2-11 号線	駅と道路との接続部分
		区道主要第 48 号線	駅と道路との接続部分
(7)多摩川駅 周辺地区	多摩川駅	区道主要第 50 号線	駅と道路との接続部分
		認定外道路 2-44 号線	駅と道路との接続部分
(8)下丸子駅 周辺地区	下丸子駅	区道 3-15 号線	駅と道路との接続部分
	久が原駅	区道主要第 42 号線	駅と道路との接続部分
		区道主要第 70 号線	駅と道路との接続部分
	千鳥町駅	区道主要第 42 号線	駅と道路との接続部分
区道主要第 74 号線		駅と道路との接続部分	

つづく

地区名	対象旅客施設	道路・通路等	届出の範囲
(9)雪が谷大塚駅 周辺地区	雪が谷大塚駅	区道主要第 59 号線	駅と道路との接続部分
		主要地方道 2 号東京丸子横浜線 (中原街道)	駅と道路との接続部分
	御嶽山駅	区道 4-71 号線	駅と道路との接続部分
		区道主要第 61 号線	駅と道路との接続部分
(10)洗足池駅 周辺地区	洗足池駅	主要地方道 2 号東京丸子横浜線 (中原街道)	駅と道路との接続部分
	北千束駅	区道主要第 28 号線	駅と道路との接続部分
(11)大岡山駅 周辺地区	大岡山駅	区道主要第 30 号線 (駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
(12)平和島駅 周辺地区	平和島駅	区道 7-123 号線	駅と道路との接続部分
(13)雑色駅 周辺地区	雑色駅	区道主要第 98 号線 (駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		区道 10-158 号線	駅と道路との接続部分
(14)糀谷駅 周辺地区	糀谷駅	区道 11-115 号線 (駅前広場)	駅と駅前広場との 接続部分
		区道 11-135 号線	駅と道路との接続部分
(15)大鳥居駅 周辺地区	大鳥居駅	主要地方道 311 号環状八号線 (環八通り)	駅と道路との接続部分
(16)穴守稲荷駅 周辺地区	穴守稲荷駅	区道 13-17 号線 (穴守ふれあい通り)	駅と道路との接続部分
(17)流通センター 駅 周辺地区	流通 センター駅	主要地方道 318 号環状七号線 (環七通り)	駅と道路との接続部分
		区道 15-18 号線	駅と道路との接続部分
(18)天空橋駅 周辺地区	京急線 天空橋駅	※土地区画整理事業により 道路整備中	駅と道路との接続部分
		区道 20-2 号線 (交通広場)	駅と交通広場との 接続部分
		東京モノレールへののりかえ口	駅と駅との接続部分
	東京 モノレール 天空橋駅	※土地区画整理事業により 道路整備中	駅と道路との接続部分
		区道 20-2 号線 (交通広場)	駅と交通広場との 接続部分
		京急線へののりかえ口	駅と駅との接続部分
(19)羽田空港第 3 ターミナル駅 周辺地区	京急線 羽田空港第 3 ターミナル駅	羽田空港第 3 ターミナル との乗り換え通路	駅と空港との接続部分
	東京 モノレール 羽田空港第 3 ターミナル駅	羽田空港第 3 ターミナル との乗り換え通路	駅と空港との接続部分
	羽田空港第 3 ターミナル	京急線との乗り換え通路	空港と駅との接続部分
		東京モノレールとの 乗り換え通路	空港と駅との接続部分

図 6-2 届出を要する対象の範囲



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
(令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課)

図 6-3 施設間連携(駅と公園とバスターミナルの連携)の事例

JR 京葉線 葛西臨海公園駅

【工事前】

- ・駅構内側がバスターミナル・公園側より最大で45cm高く、傾斜のきついスロープが設置

▼

【調整会議・設計】

- ・東京都が主体となって定期的な会議を実施し、設計段階から工事の段取りを事前に調整

▼

【工事後】

- ・3者の勾配を5%以内にするため境界のあたりで20cmの高上げを実施
- ・これにより、駅や公園利用者の動線を妨げることなくスムーズに施工することができた

葛西臨海公園 (東京都)

境界

バスターミナル (江戸川区)

境界

葛西臨海公園駅 (JR 東日本)

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン (一部加工)
(令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課)

(3) バリアフリー情報の集約と活用

① 施設管理者からの情報提供

各施設におけるバリアフリー設備の有無及び設置箇所等は、高齢者、障がい者等が当該施設を利用するために必要な情報となります。

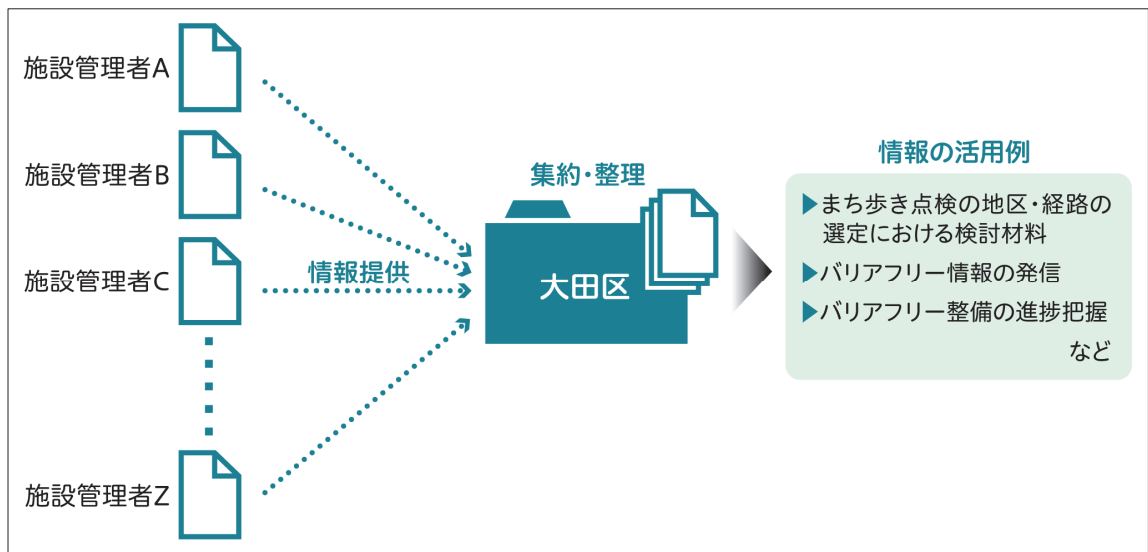
そのため、バリアフリー法においては、移動等円滑化促進方針に区市町村が行う情報提供について明記した場合、各施設管理者は、高齢者、障がい者等が旅客施設及び道路を利用するために必要となる情報を区市町村に提供することを義務づけています。

また、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等においては、高齢者、障がい者等が施設を利用するために必要となる情報について、区市町村への情報提供が努力義務となります。

② 情報の整理及び活用

区は各施設設置管理者から報告された情報を集約・整理し、ホームページ等にて公開するなど、適宜活用していきます。

図 6-4 バリアフリー情報の集約による効果的な活用イメージ

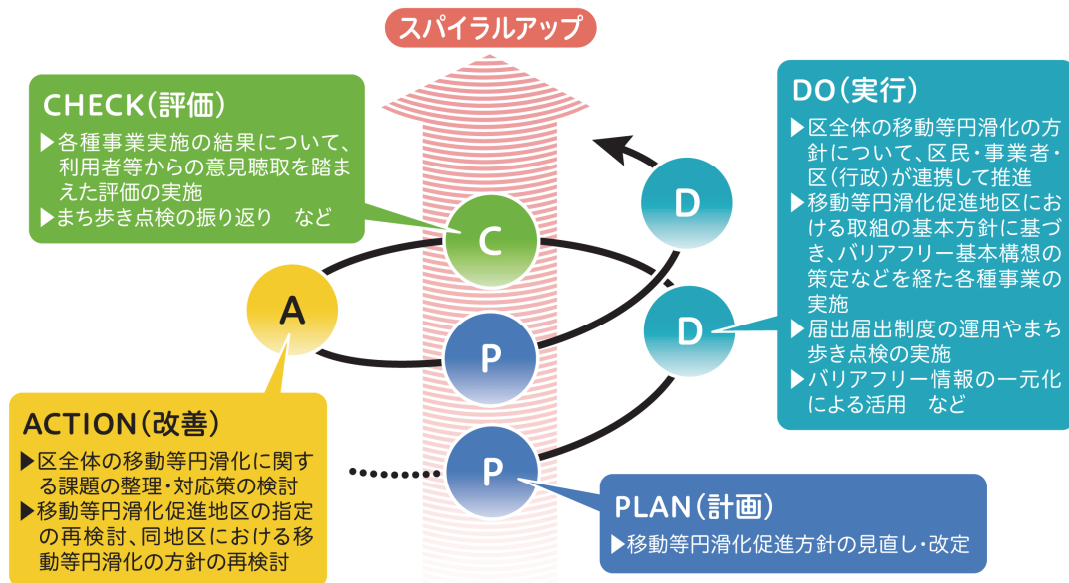


(4)移動等円滑化促進方針の評価・改定

移動等円滑化促進方針の改定の際は、事前に調査・分析及び評価を行います。

また、継続的に「大田区移動等円滑化推進協議会」を開催し、移動等円滑化促進方針を実現するための進行管理や調整等を行い、着実に移動等円滑化を推進します。

図 6-5 PDCA サイクルによる移動等円滑化の推進



(5) 継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョン構築

移動等円滑化促進方針では、移動等円滑化促進地区を定め、移動等円滑化の取組の基本方針を示しました。これに基づき具体的な整備を推進していくためには、バリアフリー基本構想の策定を行い、重点整備地区を指定していく必要があります。なお、地区の指定にあたっては、まちづくりグランドデザインが進捗している地区等、まちづくりの動向と連動しながら検討していきます。

また、すでに重点整備地区として指定している蒲田駅、大森駅、さぼーとぴあ周辺地区の3地区においては、バリアフリー法に基づき概ね5年毎の調査・分析及び評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想を見直していきます。

このようにバリアフリー整備を継続的に広げていくなか、今後はこれまで以上に、バリアフリー基本構想の策定や見直しを計画的に進めていく必要があります。そこで、区全体を見据えた計画的なバリアフリー化に向けて、図6-6に示すとおり区内の各地区におけるバリアフリー基本構想の策定・見直しをサイクル的に進め、重点整備地区の追加指定・拡大を行います。継続的にバリアフリー化を進めるためのビジョンを明確化することで、さらなる街なかのバリアフリー化を推進します。

図 6-6 バリアフリー基本構想の見直し・策定のサイクル化のビジョン

